

堺市公報 第250号	令和5年1月20日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 【環境局環境事業部環境事業管理課】	1
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について 【産業振興局産業戦略部地域産業課】	3
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について 【産業振興局産業戦略部地域産業課】	5
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	7
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	28
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【教育委員会事務局総務部学務課】	28
<b>&lt;教育委員会規則&gt;</b>	
○堺市立学校管理運営規則の一部を改正する規則 【教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課】	29

規 則

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年1月20日

堺市長 永 藤 英 機

## 堺市規則第1号

## 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第4号を次のように改める。

(4) 次に掲げる本市に関する廃棄物に係る手数料 納入通知書により徴収

- ア 本市による直接搬入ごみ
- イ 臨時的な処理に係る本市による排出ごみ
- ウ 本市により排出される動物の死体

別表第1第1項を次のように改める。

## 1 搬入禁止物

(1) 次に掲げる本市の処理施設（その関係の施設を含む。以下「本市処理施設」という。）の管理運営等に支障を及ぼすおそれのある廃棄物

- ア 引火性又は発火性のある物
- イ 危険性のある物
- ウ 有害性のある物
- エ 著しく発色性又は発泡性のある物
- オ 著しく悪臭を発する物
- カ 産業廃棄物（条例第26条第1項の規定により市長が告示したものを除く。）
- キ 特別管理一般廃棄物
- ク 適正処理困難物
- ケ 特定家庭用機器廃棄物
- コ 動物の死体
- サ 不燃物
- シ 液状又は泥状の物
- ス 本市の区域外で発生した廃棄物
- セ 長さの最大がおおむね200センチメートルを超える物及び幅又は径がおおむね30センチメートルを超える物
- ソ その他本市処理施設における管理運営に支障を生じ、又は本市処理施設の周辺の環境を悪化させるおそれがあると市長が認める廃棄物

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が搬入を禁止することが適当であると認める次に掲げる廃棄物

- ア 再利用が可能な古紙（事業系一般廃棄物に限る。）

別表第2中

「

臨時的な 処 理	破砕施設を 使用する廃棄物	1トン又は 2立方メートル	家 庭 廃 棄 物	12,200円
			事業系一 般廃棄物	24,400円
	そ の 他 の 廃 棄 物	1トン又は 2立方メートル	家 庭 廃 棄 物	8,800円
			事業系一 般廃棄物	17,600円

を

「

臨 時 的 な 処 理	1トン又は 2立方メートル	家 庭 廃 棄 物	8,800円
		事業系一 般廃棄物	17,600円

に

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

公 告

堺市公告第46号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び中区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公

告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和5年1月20日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (仮称) 堺市中区東八田商業施設  
 堺市中区東八田258番1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社N T T西日本アセット・プランニング  
 代表取締役 盛山 弘一  
 大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所
株式会社松源 代表取締役 桑原 太郎	和歌山市田屋138番地
ほか、未定2者	

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和5年8月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 3,138平方メートル
- 6 駐車場の収容台数  
 97台
- 7 駐輪場の収容台数  
 314台

8 荷さばき施設の面積

102.8平方メートル

9 廃棄物等の保管施設の容量

16.63立方メートル

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社松源	9時00分	20時50分
未定①	9時00分	20時50分
未定②	9時00分	20時50分

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

8時30分から21時00分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時00分から21時00分まで

14 届出年月日

令和4年12月28日



堺市公告第47号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び南区役所総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公

告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和5年1月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー堺豊田店

堺市南区豊田839番2 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県多治見市大針町661番地の1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所
株式会社バロー 代表取締役 田代 正美	岐阜県多治見市大針町661番地の1

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年8月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,944平方メートル

6 駐車場の収容台数

82台

7 駐輪場の収容台数

201台

8 荷さばき施設の面積

120.0平方メートル

9 廃棄物等の保管施設の容量

9.76立方メートル

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社バロー	9時00分	20時50分

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

8時30分から21時00分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

入口1か所及び出口1か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時00分から21時00分まで（一部6時00分から9時00分まで）

14 届出年月日

令和4年12月28日

~~~~~

堺市公告第48号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月20日

堺市長 永藤英機

令和4年度 第10号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和5年1月5日

堺 市



1. 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)      |        | 利用権を設定する農地  |              |          | 利用権を設定する者(貸手)                        |        | 設定する利用権                   |            |          |           |           |              |
|----------------------|--------|-------------|--------------|----------|--------------------------------------|--------|---------------------------|------------|----------|-----------|-----------|--------------|
| 住所                   | 氏名     | 所在          | 地番           | 地積<br>地目 | 住所                                   | 氏名     | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期       | 終期        | 借賃<br>(円) | 借賃の支<br>払い方法 |
| 堺市北区中村町<br>1182番地    | 榊田 利一  | 北区中村町       | 1154         | 田        | 堺市北区中村町<br>300番地3                    | 寺内 進   | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和5年3月1日 | 令和8年2月28日 | -         | -            |
| 堺市美原区菅生<br>857番地2    | 寺島 あつ子 | 美原区菅生       | 965          | 田        | 河内長野市錦町<br>30番16-201号                | 北井 春輔  | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和5年2月1日 | 令和8年1月31日 | -         | -            |
| 堺市北区南花田<br>町919番地1   | 阪井 八郎  | 北区南花田<br>町  | 504          | 田        | 堺市北区藏前町<br>3丁9番24号                   | 上野 一夫  | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和5年2月1日 | 令和8年1月31日 | -         | -            |
| 堺市東区石原町<br>4丁207番地   | 以倉 啓次  | 東区石原町<br>3丁 | 165          | 田        | 堺市東区南三国<br>ヶ丘町5丁5番1<br>号             | 以倉 吉隆  | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -         | -            |
| 堺市北区金岡町<br>2164番地1   | 芝尾 恭典  | 東区八下町<br>1丁 | 158          | 田        | 堺市南区榎塚台<br>2丁11番12号                  | 以倉 完悦  | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -         | -            |
| 堺市東区関茶屋<br>53番地1     | 植田 謙一郎 | 東区高松        | 67-1         | 田        | 堺市東区高松17<br>5番地                      | 藤井 昌子  | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -         | -            |
| 堺市北区金岡町<br>2164番地1   | 芝尾 恭典  | 北区金岡町       | 2895         | 田        | 堺市北区金岡町<br>737番地                     | 鍵 岸子   | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -         | -            |
| 大阪市東住吉区<br>今川7-13-25 | 小久保 喜行 | 北区野遠町       | 262-1        | 田        | 堺市東区日置庄<br>西町3丁6番37号                 | 八田 昭男  | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -         | -            |
| 堺市美原区小寺<br>788番地     | 松川 敏弘  | 北区中村町       | 83-7<br>83-8 | 田        | 南河内郡河南町<br>大字東山774番<br>地             | 牧山 淳子  | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -         | -            |
| 堺市美原区小寺<br>788番地     | 松川 敏弘  | 北区中村町       | 173          | 田        | 東京都練馬区下<br>石神井5丁目5番<br>3号            | 山内 一浩  | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -         | -            |
| 堺市北区中村町<br>83番地98    | 山内 正信  | 北区中村町       | 97           | 田        | 兵庫県神戸市北<br>区松が枝町1丁<br>目36-30         | 向田 房代  | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -         | -            |
| 堺市美原区平尾<br>2762番地1   | 阪口 良一  | 美原区平尾       | 591<br>592   | 田        | 池田市神田1丁<br>目6番4号、マン<br>ボヤール301号<br>室 | 中西 比佐美 | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -         | -            |

| 利用権の設定を受ける者(借手) |       | 利用権を設定する農地 |                  |        |                     | 利用権を設定する者(貸手)               |                          | 設定する利用権           |        |          |            |                |                   |
|-----------------|-------|------------|------------------|--------|---------------------|-----------------------------|--------------------------|-------------------|--------|----------|------------|----------------|-------------------|
| 住所              | 氏名    | 所在         | 地番               | 現況地目   | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                          | 氏名                       | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期         | 借賃(円)          | 借賃の支払い方法          |
| 堺市美原区菅生1339番地   | 澤野 忠平 | 美原区平尾      | 398-1            | 田      | 1,206               | 堺市東区西野9番地6 ウォールズストリートII303号 | 出水 喜弘                    | 賃貸借による権利          | 畑として利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日  | 12,000         | 毎年3月末までに貸手指定口座に振込 |
| 堺市美原区阿弥60番地     | 松原 秀知 | 美原区阿弥      | 208              | 田      | 952                 | 堺市堺区向陵西町1丁6番2号              | 佐野 真一                    | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日  | -              | -                 |
| 堺市東区丈六217番地1    | 藤岡 慎吾 | 美原区阿弥      | 147-1            | 田      | 2,132               | 堺市中区平井987番地                 | 西川 良平<br>西川 幹夫<br>西川 千鶴子 | 賃貸借による権利          | 畑として利用 | 令和5年4月1日 | 令和10年3月31日 | 38,000         | 毎年未までに貸手指定口座に振込   |
| 和泉市国分町1019番地2   | 田口 榮男 | 西区山田4丁     | 1471             | 田      | 942                 | 堺市西区菱木4丁2803番地              | 澤田 正憲                    | 賃貸借による権利          | 田として利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日  | 16,000         | 毎年未までに貸手指定口座に振込   |
| 和泉市国分町1019番地2   | 田口 榮男 | 西区山田4丁     | 1472             | 田      | 1,127               | 堺市西区菱木4丁2803番地              | 澤田 欣博                    | 賃貸借による権利          | 田として利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日  | 19,000         | 毎年未までに貸手指定口座に振込   |
| 和泉市国分町1019番地2   | 田口 榮男 | 西区山田4丁     | 1382-1           | 田      | 902                 | 堺市西区菱木4丁2739番地              | 楠本 登志子                   | 賃貸借による権利          | 田として利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日  | 15,334         | 毎年未までに貸手指定口座に振込   |
| 堺市西区山田1丁1086番地4 | 山口 勝彦 | 西区山田4丁     | 1322             | 田      | 1,953               | 堺市中区深井北町85番地                | 藤壁 睦久                    | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日  | -              | -                 |
| 和泉市国分町1019番地2   | 田口 榮男 | 西区山田4丁     | 1491-1<br>1492-1 | 田<br>田 | 551<br>40           | 堺市西区菱木3丁2536番地1             | 宮前 章                     | 賃貸借による権利          | 田として利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日  | 9,000<br>1,000 | 毎年未までに貸手指定口座に振込   |
| 堺市中区深阪6丁16番3号   | 樋川 重廣 | 西区太平寺      | 640              | 田      | 1,077               | 堺市西区太平寺18番地2                | 木寺 寛                     | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日  | -              | -                 |

| 利用権の設定を受ける者(借手)  |       | 利用権を設定する農地 |       |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)        |        | 設定する利用権           |        |          |           |        |                 |
|------------------|-------|------------|-------|------|---------------------|----------------------|--------|-------------------|--------|----------|-----------|--------|-----------------|
| 住所               | 氏名    | 所在         | 地番    | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                   | 氏名     | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期        | 借賃(円)  | 借賃の支払い方法        |
| 堺市中区深阪6丁16番3号    | 桶川 重廣 | 中区田園       | 377   | 田    | 1,054               | 堺市中区田園549番地          | 前田 繁一  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -      | -               |
|                  |       |            | 378   | 田    | 631                 |                      |        |                   |        |          |           |        |                 |
| 堺市南区大森253番地1     | 田中 篤  | 南区大森       | 307-1 | 田    | 819                 | 堺市南区大森269番地          | 椋本 ミチ子 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -      | -               |
|                  |       |            | 308   | 田    | 343                 |                      |        |                   |        |          |           |        |                 |
| 堺市南区富蔵237番地17    | 北尻 賢  | 南区富蔵       | 3591  | 田    | 1,380               | 堺市北区百舌鳥本町3丁402番地     | 小林 三郎  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -      | -               |
|                  |       |            | 864   | 田    | 1,457               |                      |        |                   |        |          |           |        |                 |
| 堺市南区富蔵237番地17    | 北尻 賢  | 南区豊田       | 925   | 田    | 552                 | 堺市南区豊田1014番地         | 藤内 聡子  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -      | -               |
|                  |       |            | 1077  | 田    | 803                 |                      |        |                   |        |          |           |        |                 |
|                  |       |            | 326   | 田    | 614                 |                      |        |                   |        |          |           |        |                 |
| 堺市南区大森253番地1     | 田中 篤  | 南区大庭寺      | 327   | 田    | 677                 | 堺市南区大庭寺756番地         | 榎屋 茂康  | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -      | -               |
|                  |       |            | 338-1 | 田    | 236                 |                      |        |                   |        |          |           |        |                 |
| 和泉市国分町1019番地2    | 田口 榮男 | 西区山田4丁     | 1323  | 田    | 1,233               | 大阪市都島区毛馬町3丁目2番1-510号 | 吹田 和子  | 貸貸借による権利          | 田として利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | 21,000 | 毎年未までに貸手指定口座に振込 |
| 堺市東区日置庄原寺町475番地2 | 寺山 和美 | 美原区大饗      | 269-1 | 田    | 1,262               | 堺市美原区大饗334番地         | 西岡 正次  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -      | -               |

1 利用権設定各筆明細(農地中間管理事業分)

| 利用権の設定を受ける者(借手)  |                | 利用権を設定する農地 |       |      | 利用権を設定する者(貸手)       |                  | 設定する利用権        |                                     |    |          |            |       |          |
|------------------|----------------|------------|-------|------|---------------------|------------------|----------------|-------------------------------------|----|----------|------------|-------|----------|
| 住所               | 氏名             | 所在         | 地番    | 現況地目 | 面積(m <sup>2</sup> ) | 住所               | 氏名             | 利用権の種類及び適用される共通事項                   | 内容 | 始期       | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 大阪市中央区南本町2丁目1番8号 | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 中区陶器北      | 2,142 | 田    | 1,036               | 堺市中区福田649番地1     | 高橋 典子          | 使用貸借による権利・農地中間管理事業共通事項 <sup>1</sup> | 田  | 令和5年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
|                  | 木本 隆夫          |            |       |      |                     |                  |                |                                     |    |          |            |       |          |
| 堺市中区福田428番地      | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 中区陶器北      | 612-1 | 畑    | 634                 | 堺市中区陶器北659番地     | 村田 省吾          | 使用貸借による権利・農地中間管理事業共通事項 <sup>2</sup> | 畑  | 令和5年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
|                  |                |            | 613-1 |      | 1,246               |                  |                |                                     |    |          |            |       |          |
| 大阪市中央区南本町2丁目1番8号 | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 中区辻之       | 612-1 | 畑    | 634                 | 大阪市中央区南本町2丁目1番8号 | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 使用貸借による権利・農地中間管理事業共通事項 <sup>3</sup> | 田  | 令和5年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
|                  |                |            | 613-1 |      | 1,246               |                  |                |                                     |    |          |            |       |          |
| 堺市中区小阪587番地      | 藤原 武平          | 中区辻之       | 2,024 | 田    | 332                 | 滋賀県草津市笠山2丁目5番32号 | 川北 聡           | 使用貸借による権利・農地中間管理事業共通事項 <sup>3</sup> | 田  | 令和5年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
|                  |                |            |       |      |                     |                  | 一般財団法人大阪府みどり公社 |                                     |    |          |            |       |          |
| 大阪市中央区南本町2丁目1番8号 | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 中区辻之       | 2,025 | 田    | 224                 | 愛知県豊川市赤坂台126番地   | 川北 節           | 使用貸借による権利・農地中間管理事業共通事項 <sup>3</sup> | 田  | 令和5年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
|                  |                |            |       |      |                     |                  | 藤原 武平          |                                     |    |          |            |       |          |
| 堺市中区小阪587番地      | 藤原 武平          | 中区辻之       | 2,026 | 田    | 1,332               | 堺市中区辻之1297番地     | 川北 潔           | 使用貸借による権利・農地中間管理事業共通事項 <sup>3</sup> | 田  | 令和5年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
|                  |                |            |       |      |                     |                  | 一般財団法人大阪府みどり公社 |                                     |    |          |            |       |          |
| 大阪市中央区南本町2丁目1番8号 | 藤原 武平          | 中区辻之       | 2,026 | 田    | 1,332               | 大阪市中央区南本町2丁目1番8号 | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 使用貸借による権利・農地中間管理事業共通事項 <sup>3</sup> | 田  | 令和5年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
|                  |                |            |       |      |                     |                  | 藤原 武平          |                                     |    |          |            |       |          |

| 利用権の設定を受ける者(借手)  |                | 利用権を設定する農地 |       |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)    |                |                                             |    | 設定する利用権  |            |       |          |
|------------------|----------------|------------|-------|------|---------------------|------------------|----------------|---------------------------------------------|----|----------|------------|-------|----------|
| 住所               | 氏名             | 所在         | 地番    | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所               | 氏名             | 利用権の種類及び適用される共通事項                           | 内容 | 始期       | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 大阪市中央区南本町2丁目1番8号 | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 中区上之       | 2,039 | 田    | 1,405               | 堺市中区陶器北1519番地    | 石川 浩           | 使用貸借による権利<br>・<br>農地中間管理事業共通事項 <sub>1</sub> | 田  | 令和5年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
|                  | 寺岸 佳津子         |            |       |      |                     |                  |                |                                             |    |          |            |       |          |
| 堺市中区上之269番地      | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 中区陶器北      | 2,105 | 田    | 1,200               | 堺市中区陶器北329番地     | 川上 文子          | 使用貸借による権利<br>・<br>農地中間管理事業共通事項 <sub>1</sub> | 田  | 令和5年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
|                  |                |            | 2,106 | 田    | 924                 |                  |                |                                             |    |          |            |       |          |
| 大阪市中央区南本町2丁目1番8号 | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 中区陶器北      | 2,105 | 田    | 1,200               | 大阪市中央区南本町2丁目1番8号 | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 使用貸借による権利<br>・<br>農地中間管理事業共通事項 <sub>1</sub> | 田  | 令和5年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
|                  |                |            | 2,106 | 田    | 924                 |                  |                |                                             |    |          |            |       |          |
| 堺市美原区大饗146番地21   | 北山 光春          |            |       |      |                     |                  |                |                                             |    |          |            |       |          |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 賃貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 農地中間管理事業1

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。



(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| —          | —                          | —                            | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| 賦課金、水利費 | 地権者が負担  | —   |

## 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

## (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

## (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

## (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

## (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

## (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

## (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

## (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|----|
| —          | —                        | —                          | —  |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|---------|---------|----|
| 賦課金、水利費 | 地権者が負担  | —  |

## 農地中間管理事業2

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| —          | —                          | —                            | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類     | 負担区分の内容 | 備 考 |
|-------------|---------|-----|
| 賦課金（水利費含む。） | 転借人が負担  | —   |

### 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

#### (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

#### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

#### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

#### (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

#### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

#### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

#### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|----|
| —          | —                        | —                          | —  |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類     | 負担区分の内容 | 備考 |
|-------------|---------|----|
| 賦課金（水利費含む。） | 転借人が負担  | —  |

## 農地中間管理事業3

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。



(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| —          | —                          | —                            | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類          | 負担区分の内容 | 備 考 |
|------------------|---------|-----|
| 賦課金、水利費（賦課金を含む。） | 地権者が負担  | —   |

### 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

#### (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

#### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

#### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

#### (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

#### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

#### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

#### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

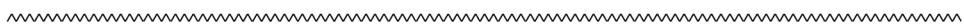
この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|----|
| —          | —                        | —                          | —  |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類          | 負担区分の内容 | 備考 |
|------------------|---------|----|
| 賦課金、水利費（賦課金を含む。） | 地権者が負担  | —  |



堺市公告第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市美原区大饗212番1及び212番3から212番10まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号

ファースト住建株式会社

代表取締役 中島 雄司



堺市公告第50号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

堺市立支援学校通学児童生徒送迎業務（E） 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

教育委員会事務局総務部学務課

堺市堺区南瓦町3番1号

3 落札者を決定した日

令和4年12月9日

4 落札者の氏名及び住所

エムオーティ株式会社

代表取締役 森川 直人

大阪府大阪市東住吉区矢田2丁目16番15号

5 落札金額

バス（運転手付）1台1時間当たり¥3,190—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

添乗員1名1時間当たり¥1,210—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年10月21日

## 教育委員会規則

堺市立学校管理運営規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年1月20日

堺市教育委員会

教育長 粟井明彦

堺市教育委員会規則第5号

### 堺市立学校管理運営規則の一部を改正する規則

堺市立学校管理運営規則（昭和32年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第10条」の次に「、第12条」を加え、「第10条第2項中「校務」とあるのは「園務」と」を「「校務」とあるのは「園務」と、第12条第3項中「副校長を置く小学校等にあつては、校長及び副校長）及び教頭」とあるのは「准園長を置く幼稚園にあつては、園長及び准園長）」と、「児童又は生徒」とあるのは「幼児」と、「教育、養護又は栄養」とあるのは「保育」と」に改め、「、「校務」とあるのは「園務」と」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。